

福島県知事

佐藤 雄平 様

東日本大震災からの
復興に関する緊急要望書

いわき市長

渡辺 敬夫

I 原子力安全対策に関すること

1 東京電力㈱福島第二原子力発電所の確実な安全対策について

東京電力㈱福島第一原子力発電所災害について、国及び東京電力㈱の責任において一刻も早い事故収束を求めるよう、引き続き、強く要望します。

一方、本市に隣接して立地する福島第二原子力発電所は、福島第一原子力発電所災害の収束が不透明のなか、その再開については、当然、ありえないものと考えておりますが、多くの市民が不安の中での生活を余儀なくされておりますことから、例えば、原子炉格納容器から燃料棒を取り出し別の場所に保管するなど、国及び東京電力㈱の責任において確実な安全対策を講じるよう、県におかれましても国及び東京電力㈱に申し入れを行うことを強く要望します。

2 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域（EPZ）の範囲拡大について

原子力防災対策を重点的に充実すべき区域、いわゆる EPZ については、原子力発電所より半径 8 ～ 10 キロメートルの範囲で定められているところであります。しかしながら、このたびの福島第一原子力発電所事故においては、その範囲を超えて大きな被害を生じているという状況となっております。今般、国においても、EPZ を定めた防災指針の見直しを行う決定をしたと聞き及んでおり、EPZ の範囲の拡大についても、国に対し強く働きかけていただくよう要望します。

3 東京電力㈱福島第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書の締結について

原子力行政が国において一元的に行われている中、地方自治体は周辺住民の安全確保等を目的に、原子力安全協定を締結し、原子力発電所の運転等に関与できることとなっております。

福島県においては、立地町、県及び東京電力㈱の三者による協定が締結されておりますが、今般の福島第一原子力発電所災害の影響を踏まえれば、今後、福島第二原子力発電所における不測の事態を未然に防止するためには、立地町はもとより、隣接する本市も積極的に関わりを持ちながら、正確な情報の提供のもとで安全対策などを進め、市民が求める安全・安心に応えていく必要があることから、原子力安全協定の締結について、強く要望します。

Ⅱ その他震災復興に関すること

1 いわき市内海岸における堤防高について

先般、県より本市内の海岸における計画堤防高（素案）が示されたところではありますが、当該堤防高については、宮城県側に偏った震源により津波のシミュレーションが実施されており、いわき市沖や過去に本市に大規模な被害をもたらした延宝房総沖地震が発生している茨城県・千葉県沖に震源を置き換えての津波高シミュレーションが実施されておらず、素案には、震災以前と同じ当初計画高が示されたことから、本市としては市民の安全・安心を最大限確保する観点からは、到底受け入れられるものではありません。

このことから、いわき市沖や茨城県・千葉県沖に震源を置き換えての津波シミュレーションの実施について再考をお願いしたい。

2 再生可能エネルギー関連産業の集積等について

本市としては、「復興特区」制度等を活用し、前例のない複合災害からの再生モデルを世界に発信していきたいと考えております。そのため、具体的には、本市の特徴である国内有数の日照時間、60km にわたる長い海岸線や豊富な森林資源を最大限に活用し、太陽光発電、洋上風力発電、木質バイオマス発電など、再生可能エネルギー関連の産業の集積や実証実験施設の誘致などについて、県のご支援をお願いします。

3 国県等の関係機関の誘致について

平成 24 年 4 月の設置を目指し、現在、準備が進められている「原子力安全庁（仮称）」をはじめ、放射線医療に係る研究・医療機関、国や東京電力（株）による相談・受付窓口や損害賠償に係る和解・仲介の手続を実施する「原子力損害賠償紛争解決センター」等を原子力発電所立地地域に近く、これら施設の機能が最も効果的に発揮される本市への誘致について、県のご支援をお願いします。

4 原発避難者特例法への対応について

8 月 12 日に公布・施行された「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」（以下「原発避難者特例法」という。）においては、本市は指定市町村となると同時に、避難先団体となることが予定されております。

原発避難者特例法に基づく特例事務の提供、及び役務の提供を公平・迅速に、効果的、効率的に行うことが避難住民を支援するうえで必要不可欠であります。本市は、指定市町村としては全国 47 都道府県に避難住民がいると同時に、避難先団体としては他の全ての指定市町村から避難住民を受け入れていることなど、その対応については困難を極めている状況にあります。

については、原発避難者特例法への対応については、人的支援をはじめ、本市内にいる他の指定市町村の避難住民への支援にあたっての適切な役割分担、制度全般を円滑に運営するための県内各市町村との調整について、県としての役割を積極的に果たしていただきたい。